

「NHKインターネット活用業務実施基準(素案)」へのご意見とNHKの考え方について

2019年10月15日

実施期間

2019年9月11日(水)午前10時～10月4日(金)午後6時
(郵送については、10月4日(金)消印有効)

ご意見の件数

112件(放送事業者等:40件、個人等:72件)

提出者

■ 放送事業者等

【40件】(提出順)

日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ新潟放送網、(株)テレビ朝日ホールディングス、RKB毎日放送(株)、(株)テレビ信州、(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会、読賣テレビ放送(株)、西日本放送(株)、(株)山梨放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、(一社)日本民間放送連盟、(株)高知放送、山口放送(株)、中部日本放送(株)、(株)フジテレビジョン、北日本放送(株)、四国放送(株)、福井放送(株)、(株)長崎国際テレビ、南海放送(株)、(株)福島中央テレビ、(株)テレビ東京ホールディングス、札幌テレビ放送(株)、(株)WOWOW、東海テレビ放送(株)、(株)東京放送ホールディングス、朝日放送テレビ(株)、北海道文化放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)熊本県民テレビ、(株)毎日放送、日本海テレビジョン放送(株)、(株)中国放送、(株)テレビ宮崎、(株)テレビ岩手、(株)テレビ大分、広島テレビ放送(株)、青森放送(株)、(株)鹿児島読賣テレビ

■ 個人等

【72件】

寄せられたご意見と
NHKの考え方

別紙のとおり

(別紙)

「NHKインターネット活用業務実施基準(素案)」へのご意見とNHKの考え方について

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
1 【第4条:業務実施にあたっての基本原則】	
<p>本条において、インターネット活用業務は基本原則として、放送を補完してその効果・効用を高め、放送番組等を広く国民に還元するなどの目的を達成するために実施するとしています。「放送の補完」として取り組む以上、公共放送の使命や役割に照らして、業務の必要性や妥当性が確保され、逸脱しないことが重要と考えます。</p> <p>併せて、圧倒的な受信料収入を財源としてインターネット活用業務を行えば、民間事業者が同種のサービスを行う場合に公正な競争を阻害する懸念があります。受信料を負担する国民・視聴者、民放事業者の理解を得るためには、業務実施に当たってはコスト意識を徹底し、過大な費用を要さないよう、節度を持って抑制的に管理・運営することを要望します。</p> <p>【テレビ東京ホールディングス】 (放送事業者等からの類似する意見:1件)</p>	<p>NHKが実施するインターネット活用業務は、放送を補完するものであることを踏まえて適切に実施します。</p> <p>業務を効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。費用の抑制的な管理については、「NHKインターネット活用業務実施基準(案)」(以下「案」といいます。)で示しています。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、抑制的な管理にあたっての観点として、案第17条第2項に、「実施しようとする業務が真に必要なで有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し」を追加しました。</p>

2 【第5条:理解増進情報の提供に係る基本原則】	
<p>抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の詳細を開示した上で、再定義すべきだ。ネット専用コンテンツを作ることや、それらを使って放送番組の宣伝を配信することは「理解増進」とは言えず、受信料の使途として不適切だ。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】 (放送事業者等からの類似する意見:3件)</p>	<p>理解増進情報は、案第2条第2号で、放送法と同等の内容で定義をしています。そのうえで、案第5条では、法の趣旨を踏まえ、「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」とし、「放送番組を周知・広報するもの」等の6つの類型に該当するものに限っています。</p> <p>また、案第13条第3項では、2号受信料財源業務で提供する理解増進情報と放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度ウェブサイトで公表することになっています。</p>
<p>最近のニュースでは詳しくは QR コードからという形になっているがスマホなどの機能がある機器を持っていることが前提になっている。理解増進情報・理解を増進する情報こそ丁寧に番組内で伝えるべきではないだろうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>ご意見は、今後の放送・サービスの検討にあたって参考とさせていただきます。</p>

3 【第7条:実施計画の策定、届出および公表】	
<p>◇第7、8、9条関連</p> <p>適正な運用には、①十全な情報開示、②競合する民間事業者を含む意見募集、③第三者性の高い機関による事後検証が必要だ。毎年度の事業計画づくりの前に詳細な費目を明示した上で意見募集を行うとともに、「審査・評価委員会」の改組などで第三者性を高めた組織が民間事業者などから意見を聞きとった上で毎年度に事後検証することを求める。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】 (放送事業者等からの類似する意見:5件)</p>	<p>案第9条第2項において、実施計画の策定ならびに評価にあたっては、外部の有識者からなる「インターネット活用業務審査・評価委員会」(以下「審査・評価委員会」といいます。)に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとしています。</p> <p>また、競合事業者等からの意見・苦情等については、案第39条で、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応し、審査・評価委員会に検討を求めることを定めています。</p> <p>審査・評価委員会に関しては、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でのご議論を踏まえ、議事概要等、公表資料の充実と、競合事業者等からの意見受付の要件の緩和等をすでに実施し、チェックの実効性を高める取り組みを進めています。</p> <p>インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価のあり方については、案第9条第3項で定める通り、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直してまいります。</p>
<p>第7条の“実施計画を変更する場合”半年前など具体的な事前告知の期限を設けるべき。それがないと、NHKネットクラブの廃止のように、3か月前という短期間での通告も可能になる。</p> <p>【個人】</p>	<p>インターネット活用業務の実施計画の公表については、案第7条に規定しているとおりでありますが、利用者の皆さまに影響を及ぼすサービス内容の変更等については事前にお知らせするよう配意していきます。</p>

4 【第8条:実施状況の公表、評価および改善】	
<p>インターネット活用業務のサービス利用状況に関する情報は番組種別ごとの常時同時配信、見逃し配信それぞれのニーズ傾向や利用端末、利用時間帯の傾向なども含め全面的に開示して、国民・視聴者がその必要性を判断する材料に供し、民放事業者を含む関係者が有益な知見を得られるようにすることが重要です。アクセスデータの分析のみならず、「受信契約しているが利用していない人」も対象に含めたアンケート調査などを定期的を実施し、そうした情報も全面的に開示するよう要望します。</p> <p>常時同時配信を含むインターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システム構築、権利処理等に関する知見についても、それぞれの関係者に提供するよう要望します。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:15件)</p>	<p>他の放送事業者のネット配信業務への協力については、改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえて対応いたします。</p> <p>視聴関連情報その他の情報については、法令やNHK個人情報保護方針等の規範を遵守し、適切な安全管理等に必要な措置を講じます。そのうえで、連携・協調に資するためにどのような知見の共有が可能か、検討いたします。</p> <p>また、各種調査につきましては、2号受信料業務の費用の範囲内で、どのような取り組みができるか検討します。通信ネットワークへの負荷やシステム構築、権利処理に関しては、これまでも試験的提供の結果に関し、民放と知見の共有を進めてきましたが、今後も適切に対応していきます。</p>
<p>2019年5月に成立した改正放送法(以下、改正放送法)ではNHKインターネット活用業務に係る実施計画(以下、実施計画)の届出、公表が義務付けられました。しかしながら、その適正性の検証は収支予算や事業計画全体の国会審議に任され、国民・視聴者や民放事業者の意見を直接聴取し反映する制度的な機会是用意されていません。そのため事業年度ごとに実施計画を適切に評価し、「放送の補完」として真にふさわしい業務となるよう不断に改善を図るためには、評価の際に競合する懸念の高い業種(民間放送、新聞、ネット動画配信、通信など)の事業者から意見を聴くなど、多角的な観点から検討を尽くすことが欠かせません。第三者性を有する事後チェックが働く仕組みを構築することを要望します。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:13件)</p>	<p>案第9条第2項において、実施計画の策定と実施状況の評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとしています。</p> <p>競合事業者等からの意見・苦情への対応についても、案第39条にあるとおり、審査・評価委員会の見解を尊重して必要な措置を講じることにしています。</p> <p>ご意見を踏まえ、案第39条に、競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法や協会の対応策について審査・評価委員会が検討する際の考え方を、協会のウェブサイトで公表する旨を追加しました。</p>

		<p>また、利用者からのご意見・苦情等については、案第40条を見直し、第3項に、実施計画の策定と実施状況の評価、業務の改善措置の実施にあたって適切に考慮すること、審査・評価委員会の見解を求める際にその概要を報告することを追加規定しました。</p> <p>インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価のあり方については、案第9条第3項で定める通り、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直してまいります。</p>
	<p>2号受信料財源業務の開始による視聴方法の変化を公表し評価していくことは、インターネット活用業務の効果・効用を判断するために重要です。費用の見直しを継続的に行うために2項の“少なくとも3年ごとに”を“1年ごとに”と改めるべきと考えます。</p> <p>【テレビ信州】 (放送事業者等からの類似する意見:3件)</p>	<p>インターネット活用業務については、案第8条にあるとおり、各事業年度の終了後に実施計画の実施状況を取りまとめ、案第9条第2項の通り、審査・評価委員会の見解を尊重して評価を行い、必要に応じて業務の改善を図る措置を実施します。</p> <p>これに加えて、放送法に定められた「少なくとも3年ごと」の業務の実施状況の評価を、上述の毎年度の評価の結果も踏まえて行うことを規定しています。</p>
	<p>3年ごとでは明らかに改良に時間がかかりすぎます。少なくとも毎年改正を行うべきです。(8条)</p> <p>【個人】</p>	<p>インターネット活用業務については、案第8条にあるとおり、各事業年度の終了後に実施計画の実施状況を取りまとめ、案第9条第2項の通り、審査・評価委員会の見解を尊重して評価を行い、必要に応じて業務の改善を図る措置を実施します。</p> <p>これに加えて、放送法に定められた「少なくとも3年ごと」の業務の実施状況の評価を、上述の毎年度の評価の結果も踏まえて行うことを規定しています。</p>

5 【第9条:インターネット活用業務審査・評価委員会】

インターネット活用業務審査・評価委員会の委員は法律や会計分野の学識経験者のみならず、NHKインターネット活用業務の競合懸念業種の実情や市場の現状に精通した有識者などの参画を実施基準に規定し、より多角的で公平な見解を求める工夫が必要であると考えます。寄せられた意見・苦情等を受動的に検討するだけでなく、競合懸念業種の事業者ヒアリングや影響を定量的に把握する調査の実施など能動的なアプローチも駆使して、NHKインターネット活用業務の適正性を積極的に確保するよう要望します。

【日本民間放送連盟】

(放送事業者等からの類似する意見:12件)

審査・評価委員会については、現在、会長の諮問機関として委員会規程に基づき設置していますが、あらためて案第9条に決めました。市場競争への影響について、専門的見地からの見解を得るため、応用経済学・情報通信政策と憲法、公会計、経済法の専門家に委員を務めていただいています。審査・評価委員会は、年度ごとの実施計画の策定及び実施状況の評価にあたり、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を示し、協会はこれを尊重するとしています。

特に市場競争への影響について、協会は、総務省の「電気通信事業分野における市場検証」の考え方を参考に、データに基づいた評価を行っています。また、協会が行った評価については、各事業年度の終了後、審査・評価委員会に諮問して専門的見地からの見解をいただいています。

なお、審査・評価委員会に関しては、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でのご議論を踏まえ、議事概要等、公表資料の充実と競合事業者等からの意見受付の要件の緩和等をすでに実施し、チェックの実効性を高める取り組みを進めています。

インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価のあり方については、案第9条第3項で定める通り、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直してまいります。

6 【第10条：放送法上の努力義務に係る取り組み】	
<p>民放事業者との連携・協力を通じ、ネットの分野でも放送の二元体制を維持・発展させる為、NHKと民放の双方にとって有用となり、国民・視聴者のニーズに適う施策を今後とも強く要望します。他方、そうした連携・協力は第三者によって強制されるものではなく、あくまで民放各社の経営判断に委ねられるべきと考えます。NHKと他の放送事業者の協力を実効性ある成果にする為には、NHKが協力の具体的な方針を各地区単位でローカル局にも丁寧に説明する等、相互理解を深めるよう要望します。</p> <p>【札幌テレビ放送】 (放送事業者等からの類似する意見：10件)</p>	<p>他の放送事業者のネット配信業務への協力については、改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえて対応いたします。</p> <p>民間放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等を行います。具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにしてまいります。</p> <p>放送で培ってきた民放との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向けて、相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるように検討していきます。</p> <p>また、ご指摘の通り、連携・協調は、民放各社の経営判断によるものと認識しており、民放各社におかれても、各社の経営判断を踏まえつつ具体的なご提案を頂ければと思います。</p>
<p>NHKの常時同時配信はあくまでも放送の補完であり、地域制御に関しては、素案【注2】のブロック単位での地域制御にとどまること無く、現在の各地方放送局単位での配信実施を行うべきである。</p> <p>【RKB毎日放送】 (放送事業者等からの類似する意見：4件)</p>	<p>地方向け放送番組の常時同時配信につきましては、案第10条に示したとおり、早期に提供するため、まず、拠点放送局における設備整備等を進めたいと考えています。</p> <p>そのほかの地域での地方向け放送番組の配信については、設備整備をどう進められるかや、コストや運用の体制、技術革新をどう取り入れて効率的に実施していくかなどを検討し、段階的に拡充していきたいと考えており、設備の整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにいたします。</p>

<p>常時同時配信に関して、地方向けの放送番組を当該放送対象地域に限定して提供すると規定したことは適切であると考えます。常時同時配信は、あくまで「放送の補完」である以上、放送法や地域免許制度等との整合や、「NHK国内番組基準」に「地域の多様性を尊重し、地域文化の創造に役立つ放送を行う」と定められているとおり、健全な民主主義の発展と地域文化の振興に寄与するという公共放送の役割から見ても、放送と同一内容の地域ごとの配信は必須であると考えます。このため、当該業務は本来、「基本的業務」とすることが妥当であり、財源を別枠とすることは適切ではありません。また、地方向け番組の配信地域が不完全な状況で開始される点も許容し難いものがあります。まずは完全実施までの期間や費用などの全体計画を明示した上で、費用全体の見直しも図り、各年度において、受信料収入2.5%上限の中で計画を進めていくことを要望します。</p> <p>【中部日本放送】 (放送事業者等からの類似する意見:3件)</p>	<p>前段は、賛同のご意見として承ります。</p> <p>インターネット活用業務の実施にあたっては、受信料が協会の放送を受信できる設備の設置者に契約をいただきお支払いいただいていること、インターネット活用業務を放送の補完として実施することなどを踏まえ、費用を抑制的に管理します。</p> <p>その上で、改正放送法で努力義務とされた地方向け放送番組の配信など、公益性の観点から法令や社会の要請に応えるために積極的に実施することが求められる業務については、個別に費用上限を設けて管理するとともに、各業務の効率的な実施に努めます。</p> <p>地方向け放送番組の常時同時配信につきましては、早期に実施するため、まず、拠点放送局における設備整備等を進めたいと考えています。</p> <p>そのほかの地域での地方向け放送番組の配信については、設備整備をどう進められるかや、コストや運用の体制、技術革新をどう取り入れて効率的に実施していくかなどを検討し、段階的に拡充していきたいと考えており、設備の整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにいたします。</p> <p>設備整備の進め方に関する現時点での想定については、認可申請に際し公表した「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」(以下「算定根拠」といいます。)もご参照ください。</p>
--	--

<p>常時同時配信に加え、「地上波見逃し番組配信」の開始も、今回の実施基準改定の大きな柱と認識しています。これまでNHKの見逃し配信は、「公正競争上にも影響を及ぼす※」としてNHKオンデマンドにおいて有料で提供されてきました。今回これが受信契約者を対象に無料で提供されることは、これまでのNHKのVOD事業とは一線を画すものであり、その影響を検証していく必要があります。NHKの配信事業についての今後の議論にも資するよう、見逃し配信に関する市場ニーズや実績、評価等に関する詳細情報を開示するよう求めます。</p> <p>同時に、改正放送法において規定された「他の放送事業者が実施する配信事業への協力」の観点から、NHKが見逃し配信を「TVer」へどのように提供していくのかも重要なテーマであり、その取り組みを注視していきたいと考えています。</p> <p>※NHKオンデマンドホームページ「よくある質問」より抜粋</p> <p>【フジテレビジョン】</p>	<p>「見逃し番組配信」に関しては、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめにおいて、「視聴環境の変化に応じて、様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者のニーズに対応するものであり、一定の合理性があると考えられる」とされています。</p> <p>見逃し番組配信の開始に伴い、NHKオンデマンドについては、今回、2つのパックを統合してサービスを再編することにしています。現在のNOD利用者の利便性を損なわないことを前提に、さらにサービスを検討することにしています。見逃し番組配信についての視聴の状況等は、民放との連携・協調に資することをめざし、可能な範囲で共有できないか検討します。</p> <p>TVerについては、2019年8月からNHK番組の配信を開始しました。他の放送事業者が実施する配信業務における連携・協調の観点から、どのような番組を配信していくのか、「見逃し番組配信」との関係を踏まえながら検討を進めます。</p>
<p>第10条にある「他の放送事業者の業務の円滑な実施に協力するよう努める」を実効性のあるものにするために、放送対象地域毎でNHKの具体的な方針・施策を、民間放送事業者に丁寧に説明していくことが必要と考えます。また、インターネット活用業務により得られる様々な知見についても、民間放送事業者をはじめとする放送関係者に提供するよう要望します。その際、地域特有のものについては、「ローカル民間放送事業者」を含む地域の関係者に、漏れなく提供するよう要望します。</p> <p>【東海テレビ放送】</p> <p>(放送事業者等からの類似する意見:7件)</p>	<p>他の放送事業者のネット配信業務への協力については、放送法の努力義務を踏まえて対応いたします。</p> <p>民間放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等を行います。具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにしてまいります。</p> <p>放送で培ってきた民放との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向けて、相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるように検討していきます。</p>

<p>努力義務とはいえ、民放事業者との協力が実効性を伴うものであるためには、NHKが協力に関する具体的な内容を早期に明らかにしていくことが必要です。特にシステム等の整備については、計画の段階から情報を開示し、民放事業者側の意見を聞く過程を経て進めることを要望します。</p> <p>【東京放送ホールディングス】</p>	<p>他の放送事業者のネット配信業務への協力については、放送法の努力義務を踏まえて対応いたします。</p> <p>民間放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等を行います。具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにしてまいります。</p> <p>放送で培ってきた民放との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向けて、相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるように検討していきます。</p>
<p>第10条。努力目標ではなく一定の制限が必要。すなわち、実施計画と実施予定額がどのように実行されたのか、その結果報告を義務化すべき。(結果との差異があればその理由の説明も)</p> <p>【個人】</p>	<p>案第10条に示した放送法上の努力義務に係る取り組みにつきましては、費用明細表を作成して、「実施計画」で予算額を公表、また、「財務諸表の説明書」で決算額を公表し、会計監査人による監査を受けることとなります。</p>

7 【第11条:ユニバーサル・サービスへの取り組み】	
<p>ユニバーサル・サービスの取り組みに関して、実用化された技術やノウハウについては公共性の観点からもNHKのみに用いるのではなく、民間事業者にも積極的に提供・開放すべきである。</p> <p>【関西テレビ放送】</p>	<p>インターネットを活用したユニバーサル・サービスの技術的成果については、これまでも字幕の配信技術について民間放送事業者と情報共有の機会を持つなど、広く公開する方針で臨んでいます。</p> <p>今後も、ユニバーサル・サービスの開発を通じて得られた技術や知見については、民間放送事業者の意向を踏まえながら適切に共有したいと考えています。</p>
<p>第11条 提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>とあるがどのような形になるかわからないが、ネットを通じなくても今のテレビの環境で提供されるべき内容ではないだろうか。今ある環境で副音声のような形でサービスを行うことの工夫をして欲しい。ネットの環境の無い人には提供しないつもりか。</p> <p>【個人】</p>	<p>NHKは字幕放送や解説放送、手話番組等、放送におけるユニバーサル・サービスの拡充を公共放送の使命として掲げ、積極的に取り組んでいます。そのため、AIを活用した音声自動認識字幕や、手話CG、多言語字幕等の新しい技術の開発に取り組んでいますが、放送での実用化にはまだ時間がかかる一方、インターネットを活用すれば早く実現することができるものもあります。</p> <p>少しでも早くユニバーサル・サービスを拡充するため、まずインターネットでの実用化をめざすこととし、得られた知見や技術についてはテレビ放送での字幕付与、音声解説付与、手話番組に生かしていきます。</p> <p>具体的なサービス内容は、各事業年度の実施計画において明らかにしてまいります。</p>

8 【第12条:国際インターネット活用業務への取り組み】

国際業務でネット活用が有効だとすれば、従来の放送業務はどう評価し、今後はどうするか明らかにすべきだ。その上で放送の補完として抑制的に運用する必要がある。

【日本新聞協会メディア開発委員会】

(放送事業者等からの類似する意見:6件)

世界に向けて日本の理解を促進する情報や地域の魅力を伝える情報の発信を強化することや、日本を訪れる外国人や日本で暮らす外国人が増える中で災害時に命を守る情報など必要な情報を適切に提供していくことが一層重要になっています。英語だけでなく、多くの言語で情報を発信することも求められています。

インターネットは、視聴環境の整備にかかる費用が放送に比べて低廉である上に、モバイル端末などで簡便に情報を得られ利便性に優れています。加えて、多言語化への対応も放送に比べて容易であることから、インターネットの積極的な活用が求められていると考えます。

こうした取り組みを適切に進めていくうえで、インターネット活用業務全体の費用上限によって業務を抑制することは適当ではないと考え、国際インターネット活用業務の実施に要する経費を適切に見積もり、個別に上限を設定して、管理することとしました。「放送の補完」であることを踏まえ、費用を抑制的に管理するとともに経理の透明性を確保しつつ、効率的・効果的に業務を実施してまいります。

なお、国際放送の評価については、北米とアジアを中心に、視聴者の意向を把握し、取り組みを客観的に評価するための調査を年2回実施し、認知率や接触の状況(リーチ率)などを把握し、その結果を業務の改善や毎年度の事業計画の策定などに役立てています。

9 【第14条:業務の実施方法】	
<p>「放送の補完」としての位置付けから、放送制度との整合性を確保するため、地方向けの放送番組の提供に関して当該番組の放送対象地域に限定して提供することは適切と考えますが、その全体像を含めた事業計画のロードマップを速やかに明らかにし、民放ローカル局への説明を尽くし、理解を得るよう要望します。</p> <p>【日本テレビ放送網】 (放送事業者等からの類似する意見:22件)</p>	<p>前段は、賛同のご意見として承ります。</p> <p>地方向け放送番組の常時同時配信につきましては、案第10条に示したとおり、早期に提供するため、まず、拠点放送局における設備整備等を進めたいと考えています。</p> <p>そのほかの地域での地方向け放送番組の配信については、設備整備をどう進められるかや、コストや運用の体制、技術革新をどう取り入れて効率的に実施していくかなどを検討し、段階的に拡充していきたいと考えており、設備の整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにいたします。こうした考え方については、必要に応じご説明をして参りたいと思います。</p> <p>設備整備の進め方に関する現時点での想定については、「算定根拠」もご参照ください。</p>
<p>「第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する」としてはありますが、「他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法」について、個別・具体的に示すべきだと考えます。特に、常時同時配信をNHK以外で行う場合は、当該事業者名と選定理由を明示すべきです。</p> <p>【東京放送ホールディングス】</p>	<p>電気通信回線を通じて一般への情報提供を行うほかの事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法による場合は、実施計画においてその旨を明示いたします。</p>

<p>(地上テレビ常時同時配信)では基本的に当該放送番組の放送対象地域に限定して提供するとしながら、(地上テレビ見逃し番組配信)では日本国内全域に提供するとしています。法は地方向け放送番組の提供に努めるように求めています、それを日本全国に向けて提供するように求めてはしません。日本全国で視聴できる番組は地方向け放送番組ではなく全国向け放送番組ではないでしょうか。もし全国での視聴を意図するのであればNHKの全国枠で編成すべきです。また仮にこの実施基準(素案)にしたがって提供対象地域を定めるのであれば、NHKはリアルタイムでは観られないにしても一気に多くの全国向け放送局を持つことになります。それはNHKのインターネット活用業務が「放送の補完」ではなくなると考えられます。(地上テレビ見逃し番組配信)の提供対象地域は法の趣旨にしたがい放送対象地域としていただきたい。</p> <p>【北日本放送】</p>	<p>NHK経営計画(2018—2020年度)では、NHKが追求する「公共的価値」のひとつとして「さまざまな文化や暮らしが息づく地域の豊かさ、固有の課題などを広く共有し、放送・サービスを通じて、多様な地域社会に貢献」することを掲げており、地域向け放送番組を当該地域で放送した後に、再放送の形で全国放送を実施して、多くの視聴者にご覧いただきたいと考えています。</p> <p>これに加えて、地域への貢献をさらに進めていくため、「放送の補完」という観点から、それぞれの地域での地方向け放送番組の見逃し番組配信を全国に向けて行い、視聴者の皆さまにより多くの地域の魅力や課題などを伝える地方向け放送番組をご覧いただく機会を提供することで、「公共的価値」の実現につなげたいと考えています。</p> <p>常時同時配信の実施にあたっては、放送が放送対象地域ごとに行われていることから、「地域制限」を求める声が強くなるものと承知しています。一方で、見逃し番組の配信にあたっては、インターネットの特性を生かし、居住する地域以外の地方向け放送番組を視聴したいという要望があります。こうしたことも踏まえ、それぞれの地域の番組を広く全国で視聴いただけるようにしたいと考えています。</p>
<p>地域番組差し替えなどにより、遅れ放送や未放送となる番組が見られるため、補完的な利用として、また、すでに行われている「らじるらじる」のように各地域拠点放送局発の放送が全国どの地域でも見られることを期待しています。</p> <p>【個人】</p>	<p>地方向け放送番組を含め、地上テレビ見逃し番組配信については、案第14条第4項の表の7の項にあるとおり、当該放送番組の放送対象地域に限定せず、全国で視聴いただけるようにしたいと考えています。</p>

10 【第15条:料金その他の提供条件】	
<p>当然のことではありますが、公共放送の存立基盤となる受信料制度は公平負担の徹底を前提に成立するものです。常時同時配信の画面上に表示するメッセージの文言、大きさ、濃度などが明らかにされていないため、その適否を判断することは困難ですが、メッセージ表示を実施基準に規定することは妥当であると考えます。</p> <p>フリーライドを排除するために十分な措置を講じることは極めて重要です。メッセージの運用と認証システムの構築に万全を期し、常時同時配信開始後も利用規約や法令などに反するフリーライドが蔓延していないか常に監視し、必要な対策を適宜適切に講じることが欠かせません。</p> <p>利用申込み促進のための臨時的かつ一時的な措置であっても、国民・視聴者の関心や人気が高い放送番組(バラエティやスポーツ中継、劇場用映画、特別な年中イベント番組など)のメッセージを非表示としたり広く一般に見逃し配信を利用可能としたりすれば、その運用次第で民間の市場競争が阻害されかねないと懸念します。対象とする放送番組の選択は利用申込みの促進効果を最優先とはせず、民間の市場競争を阻害することのないよう特段の配慮を強く求めます。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:20件)</p>	<p>地上テレビ常時同時配信等業務の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないよう、メッセージ表示をはじめ、適切な措置を講じていきます。</p> <p>ご意見を踏まえ、利用申し込みを促進するための臨時かつ一時的な措置については、案第15条第4項の規定を見直し、年に2回を限度とすることに改めました。</p>
<p>一つのIDでの同時利用数について、実施計画・利用規約で明示されることだが、一世帯あたりの人数は各世帯によって違うものであり、公平性を保てるのか疑問である。</p> <p>【関西テレビ放送】</p>	<p>一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数の上限については、国内の世帯構成人数の分布や、他事業者のビデオオンデマンドサービスのサービス仕様などを参考に検討を続けており、実施計画において明らかにいたします。</p> <p>いずれにしても、受信料制度を毀損することのないよう実施いたします。</p>

<p>11 【第17条:業務実施に要する費用】</p>	
<p>本案は、業務全体としては受信料収入2.5%上限を設定し、公共性の観点から積極的な実施が求められる4つの業務については別枠での管理を行うというものです。この枠組み自体は、インターネット活用業務の抑制的な管理を行うというNHKの姿勢を示したものと受け止めますが、これだけで民業を圧迫する懸念がなくなったとは到底言えません。業務全体および別枠として管理する4項目の上限まで費用をかけた場合、その事業規模は相当に大きなものとなります。視聴者から徴収した受信料を財源に「放送の補完」として取り組む以上、これらの業務が視聴者・国民の視点からみて真に必要なものなのか、受信料収入で賄われることが本当に妥当なのか、民間の市場競争を阻害していないのかを不断に見直す必要があります。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、抑制的な事業運営を維持するためには、常に実施費用総額の圧縮と事業の効率的運用に努めることが不可欠です。【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:29件)</p>	<p>「算定根拠」でもお示しているとおおり、費用上限の設定にあたっては、実施費用を可能な限り抑制する姿勢で臨みました。 業務の実施にあたっては、2号受信料財源業務で提供する各コンテンツについて、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなったと判断したものはその時点提供を終了することとする(案第18条)など、効率的な業務運営に努めます。 ご意見を踏まえ、費用の抑制的な管理について定めた案第17条第2項を見直し、抑制的な管理にあたっての観点として、「実施しようとする業務が真に必要なもので有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し」を追加しました。</p>
<p>【第17条 3項】 災害等の緊急事態対応により配信経費が増大した場合、「受信料収入の2.5%の上限」を超過する可能性があることは理解します。しかし「想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したとき」というのは、配信コンテンツが想定外の人気だった場合も含まれると解釈できるため、想定外であれば、いつでも「2.5%の上限」を超過できることになってしまいます。よって「想定を大きく超える利用者の増加」は、上限超過の理由から外すべきと考えます。 【テレビ朝日ホールディングス】 (放送事業者等からの類似する意見:2件)</p>	<p>ご指摘の「想定」に係る利用見込み等の根拠は毎年度の実施計画において明示することとしています(案第17条第4項)。そのうえで、「2.5%の上限」を超過した場合の取り扱いはいくまで不測の事態に備えるものとして厳格に運用すべきものと考えており、予算の流用について予算総則の定めに従い経営委員会の議決を要することとするとともに、超過した金額とその理由を公表することとしています(同条第3項)。 こうしたことから、いつでも超過できるような仕組みにはなっていないものと考えます。</p>

12 【第20条:利用規約の作成等】	
<p>通信には災害時に輻輳し、国民・視聴者の生命、財産を守るための情報伝達が途絶するリスクがあります。利用者保護の観点から定める常時同時配信の利用規約では、災害時に輻輳が生じて必要な情報を得られなくなるリスクがあることの説明や輻輳を回避するためのNHKの措置(配信ビットレートの抑制など)などを分かりやすく説明する必要があると考えます。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:3件)</p>	<p>案第20条で掲げている通り、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気通信設備に、本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、当該サービスの提供を中断することがある旨を利用規約に明示します。また、災害時の輻輳を回避するために必要な場合は、配信ビットレートを低下させる等の措置をとることがあります。</p>
<p>インターネット配信の開始により、ノート型パソコンやスマホなどの携帯電話、アイパッドなどの携帯可能なバッテリー式の端末での映像での情報収集が可能になり、今回の千葉の大規模停電や地震などで孤立した被災者が周辺の被害状況や救助、救援状況や避難場所を知る事が可能になる事から、災害対策としての有効性を強く感じます。また、手軽に見逃し配信を受けられることもNHK番組の視聴者には便利になると思います。</p> <p>ただ、それに付随するインフラ環境として、Wi-Fi環境やネット環境が災害発生時に被災地で確保できるのかという点が素案では読み取れなかった。</p> <p>【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。 ご意見は、今後のサービスの検討にあたって参考とさせていただきます。</p>

13 【第42条：区分経理等】	
<p>区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化はかねてより当連盟がNHKに求めてきたことであり、実施基準に規定することは極めて妥当であると考えます。NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなく新聞、ネット動画配信、通信などさまざまな業態の民間事業と競合する懸念が排除されているとは言えず、その運用は抑制的であって然るべきです。区分経理によってインターネット活用業務の適正性を常に検証するとともに、国民・視聴者や民間放送事業者への丁寧な説明を尽くすよう要望します。</p> <p>費用の整理に関する計算方法が明らかでないため、どこまで見える化が進むのか見通せない部分が残ります。特に勘定科目の細目ごとの費用と業務の対応関係の説明や適正な配賦基準の作成は、見える化の実現において重要であると考えます。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見：21件)</p>	<p>前段は、賛同のご意見として承ります。</p> <p>常時同時配信を含めて、NHKが実施するインターネット活用業務は、放送を補完するものであることを踏まえて適切に実施します。業務を効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。</p> <p>インターネット活用業務の経費については、それぞれの業務にかかる費用を放送法施行規則や実施基準で定めたルールに基づき、これまで以上に詳細に区分経理を実施して「費用明細表」を作成・公表いたします。費用の整理に関する計算方法については、実施計画において、勘定科目の細目ごとに費用と業務の対応関係、直課または配賦の別、適用する配賦基準を定め公表いたします。</p> <p>また、区分経理の適正を確保するための措置としては、第三者による監査・検証等(会計監査人による監査等)を実施してまいります。</p>
<p>区分経理の採用は妥当であると考えます。費用のうち特に著作権処理に関連する費用は、民放事業者が同時配信を進める上で重要な要素であり、区分経理上の開示も含めて最大限明らかにされることを要望する。</p> <p>常時同時配信の著作権処理についてはNHKが権利者団体との協議を先行することで民放が合意しがたい内容(高額)になることが無いよう、民放との連携・協力の上で十分な情報共有を行いながら進めることを強く要望する。</p> <p>【福島中央テレビ】 (放送事業者等からの類似する意見：9件)</p>	<p>前段は、賛同のご意見として承ります。</p> <p>常時同時配信の実施に向けて、許諾にあたっての権利等の条件について権利者団体と協議を始めていますが、常時同時配信が受信料でまかなわれる公共的サービスであることをご理解いただくなど、なるべく経費を抑えられるよう努めています。</p> <p>権利処理については民放と共通の課題でもあり、連携・協調を進める観点から、可能な限りの情報の共有を図りたいと考えています。</p>

14 【附則第3条:オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み】

オリンピック・パラリンピック東京大会(以下、東京大会)に係る取り組みについて、実施予定額の算定根拠や取り組みの全体像が明らかにされていないため、本案の適否を判断することは難しく、民間の市場競争を阻害する懸念が拭えません。

改正放送法および放送法施行規則では常時同時配信を解禁する前提・条件の1つとして、実施基準の案と費用の算定根拠をあらかじめ公表して意見募集を行うことがNHKに義務付けられました。同法等の施行前とはいえ、公共放送のガバナンス強化を図る立法府の意思に照らせば、今般の意見募集でも算定根拠を明らかにして然るべきです。業務拡大の果実を先行させ義務を置き去りにする姿勢は、不適切と言わざるを得ません。国民・視聴者への説明責任を果たすためにも、審査基準の認可申請前に算定根拠を説明するよう要望します。

東京大会の放送やインターネット配信は、共同でメディア権を保有している民放事業者と十分協議し、その合意のもとで実施されるものです。インターネット配信する放送番組や「理解増進情報」について、民放事業者の商業性に十分配慮することを要望します。

民放事業者はテレビ・ラジオのみならず、民放共同オリンピックサイト「gorin.jp」や民放公式テレビポータル「TVer」で広告付き動画配信を行う計画です。その一方で特殊法人であるNHKが「大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供」「メッセージを表示しない地上テレビ常時同時配信」「地上テレビ見逃し番組配信の広く一般に利用可能とする措置」を無制限に行えば、民放事業者の事業価値が著しく毀損され、民間の市場競争が阻害されることとなります。

東京大会の中継番組等に係る理解増進情報のうち、専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供に要する費用については、2020年度に限り、案第17条の費用の上限とは別に管理します。実施予定額の上限20億円の算定根拠につきましては、「算定根拠」をご参照ください。実施する業務の具体的な内容と実施予定額については、2020年度の実施計画でお示します。

ご意見を踏まえ、東京大会に係る取り組みに関する附則第3条第1項を見直し、「他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ」実施することを明記しました。

<p>当然のことではありますが、NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、「理解増進情報」として提供できるのは、「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」であり、東京大会に関するものといえどもこの範囲が恣意的に拡大されることがあってはいけません。</p> <p>受信料制度を毀損しないことを目的とするメッセージを東京大会のような国民・視聴者の関心が極めて高い放送番組で表示しなければ、公平負担の原則が揺らぎ、公共放送の屋台骨が脅かされかねません。</p> <p>具体的な内容は2020年度の実施計画で明らかにするとされており、本案の適否を十分に判断することは困難ですが、民間の市場競争を阻害し、受信料制度を毀損するような事業は、総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」に照らして、許容されるものではありません。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:26件)</p>	
<p>オリンピック・パラリンピック東京大会のテレビ放送と常時同時配信の設備やソフトウェア、人件費などの費用とを明確に区別できるのか疑問である。</p> <p>【関西テレビ放送】</p>	<p>常時同時配信等業務の経費は、テレビ番組制作とは別に発生する放送のインターネット配信に係る経費を対象として費用を整理いたします。インターネット活用業務の費用の整理にあたっては、放送法施行規則に基づき「費用明細表」を作成し公表いたします。</p>

15 【附則第7条(実施基準の見直し)】	
<p>実施基準の見直しは遅くとも令和5年度末までに行うとのことだが、事業年度ごとの実施計画および実績、特に初年度の実施状況を踏まえて、民間放送事業者等の関係者からの意見も反映し、早い段階での見直しを検討すべきである。</p> <p>【関西テレビ放送】</p>	<p>実施基準については、一定期間経過後に業務の実施状況や社会情勢を勘案して実施基準を見直すことが必要だと考え、令和5年度末までに見直すとする条項を盛り込みました。</p> <p>一方、案第8条にあるとおり、実施計画の実施状況については、各事業年度の終了後、審査・評価委員会の見解を尊重して評価を行い、必要に応じて業務の改善を図る措置を実施することにしており、必要な見直しについては適宜、実施いたします。</p>

16 【第10条、第11条、第12条、第17条、附則第3条(業務実施に関する費用)】	
<p>4項目の予算について「受信料収入の2.5%の上限」とは別枠管理として、それぞれ上限額を設定していますが、個別管理として切り出す場合においても、抑制的な運用の徹底が不可欠と考えます。</p> <p>4項目それぞれに設定された上限額について、その算出根拠が不明であり、適正性を判断できないため、従来の費用明細と比較できるようにすべきと考えます。</p> <p>【テレビ朝日ホールディングス】 (放送事業者等からの類似する意見:35件)</p>	<p>「算定根拠」でもお示しているとおり、費用上限の設定にあたっては、実施費用を可能な限り抑制する姿勢で臨みました。4項目の費用上限の算定根拠につきましては、「算定根拠」をご参照ください。</p> <p>各業務の実施にあたっては、協会の役割や社会的要請等を踏まえつつ、効率的な実施に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ、案第10条、第11条、第12条、附則第3条を見直し、各条における費用の取り扱いの対象とする業務の内容と実施予定額を各年度の実施計画で明示する旨を規定するなど、文言を整理しました。</p>
<p>インターネット活用業務に必要な費用は、2.5%の制限があるが、公益性の観点から積極的な実施が求められる業務とは、誰が判断するのか？総務大臣なのか？</p> <p>当然、負担金を捻出している人たちの意見はどうか？</p> <p>それができないのであれば、こんな特例事項は削除すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>法令や社会的な要請などに対応するため、「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」については、基本的業務の費用上限とは別に、必要な経費を適切に見積もって、効率的な実施に努めます。例えば、▽改正放送法で努力義務とされた民放との連携や地域番組の配信、▽字幕や手話CGなどのユニバーサルサービスの実施に向けた先導的な取り組み、▽海外の人たちに日本を正しく理解してもらうための国際発信、さらに▽国民的な行事である2020東京オリンピック・パラリンピックにかかる経費などが該当します。</p> <p>これらの業務については、費用の取り扱いの対象とする業務の内容と実施予定額を各年度の実施計画で明示いたします。</p>

17 【実施基準変更案全体】

当連盟はかねてより公共放送のあり方について、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間の市場競争を阻害することのないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。NHKインターネット活用業務のあり方は“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであり、例えばNHKテレビ放送の常時同時配信（以下、常時同時配信）だけを切り出して議論するのでは、公共放送のあり方全体に関わる課題の本質を見失いかねません。

常時同時配信は3,466億円もの受信料等（出典：NHK「平成30年度決算概要」、送出に係る経費を含む）で制作されたNHK総合・教育それぞれの放送番組すべてをインターネット配信しようとするものであり、事業の性質や規模、社会的影響などの観点から、これまでのインターネット活用業務とは明らかに一線を画するものです。NHKのインターネット活用が新たな領域に踏み込むならば、抜本的な“三位一体改革”の断行が欠かせません。中でも既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しを置き去りにして、常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むのでは、国民・視聴者の理解は到底得られません。NHKは自ら“三位一体改革”の具体策を早急に示し、国民・視聴者

NHKの「常時同時配信」と「見逃し番組配信」のサービスは、放送と通信の融合が進み、メディアや視聴者の環境が大きく変化する中であっても、信頼される「情報の社会的基盤」の役割を果たし続けていくために、放送の補完として実施するものです。こうした考えを踏まえ、インターネット活用業務に充てる費用は、適正な上限のもとで抑制的に管理する必要があると考えています。業務を効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。また、インターネット活用業務が膨らまないように、提供する番組やサービスなどを定期的に点検し、必要性や有効性がなくなったものは提供を終了させるルールを設けて、サービスの見直しを励行してまいります。

一方で、予算と要員が限られるなか、新たな業務に取り組むためには、NHKグループ一体となって既存業務の見直しを進め、将来にわたって効率的・効果的で、持続可能な業務体制を構築する必要があると認識しています。このため、2018年4月に会長以下の役員からなる「業務改革推進会議」を設置し、これを改革のエンジンとして業務改革を一層推進し、事業規模を適正な水準に抑えて管理するよう取り組みを進めています。このうち、放送・サービスにおける既存業務の見直しとして、衛星波について、「BS4K・8Kの本放送開始を受け、視聴者保護の観点を堅持した上で、4K放送の普及状況などを見つつ、衛星波を整理・削減する方向で、本放送開始1年をめぐりに、その時点の考え方を示す」という方針をすでに表明し、今年中に具体案を示すために検討を急いでいるところです。

また受信料については、2018年11月に、中長期の収支の見通しを踏まえて、適正な受信料の水準を確保するため、値下げを実施することを決めて現3か年経営計画を修正しました。値下げの規模は通期で年間328億円と

<p>の理解を得て抜本的な改革を断行すべきです。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:25件)</p>	<p>なり、「設置月の無料化」「奨学金受給対象などの学生への免除」などの4つの負担軽減策とあわせると422億円、2018年度の受信料収入見込みの6%相当の還元となります。</p> <p>今後も、NHKの業務・受信料・経営のあり方について一体的に改革を進め、視聴者・国民の理解を得られるよう努めてまいります。</p>
<p>常時同時配信は、あくまで「放送の補完」であることを踏まえ、特に著作権処理に関しては、民放事業者にとって後々合意し難い内容とならないよう、民放事業者等と情報を共有しながら、権利者団体とのルール作りを進めていくことを要望します。</p> <p>【中部日本放送】</p>	<p>常時同時配信の実施に向けて、許諾にあたっての権利等の条件について権利者団体と協議を始めていますが、常時同時配信が受信料でまかなわれる公共的サービスであることをご理解いただくなど、なるべく経費を抑えられるよう努めています。</p> <p>権利処理については民放と共通の課題でもあり、連携・協調を進める観点から、可能な限りの情報の共有を図りたいと考えています。</p>
<p>改正放送法および放送法施行規則では実施基準の案と費用の算定根拠をあらかじめ公表して意見募集を行うことがNHKに義務付けられ、意見提出期間は30日以上でなければならないと規定されました。同法等の施行前とはいえ、今般の意見募集でも30日以上意見提出期間を確保して然るべきであったと考えます。公共放送のあり方に関わる事項についてはNHKが具体案の基とした事実や考え方、国民的な議論を要する論点などもつまびらかにし、30日以上十分な期間を取って意見募集を行い、国民・視聴者の意見を施策に反映することが求められます。</p> <p>今般の意見募集のとりまとめと公表にあたっては、可能な限り意見の全文を掲出し、NHKとしての考え方を示していただくよう要望します。</p> <p>【日本民間放送連盟】 (放送事業者等からの類似する意見:9件)</p>	<p>これまでNHKが実施してきた意見募集の期間は2週間でしたが、改正放送法・施行規則で意見募集の期間が30日以上と規定されたこともふまえ、これまでに実施した意見募集よりも長く、9月11日から10月4日までの24日間で実施しました。</p> <p>いただいたご意見については、実施基準(素案)の修正、今後の事業運営やサービスにあたっての参考にさせていただきます。</p> <p>皆さまから寄せられたご意見は、全文をNHKのホームページで公表する予定です。</p>

<p>この素案の全文そのものが、一般市民に分かりづらいものの書き方になっていて難解です。 分かりやすい文章に改めてください(何契約をどうする、という書き方で) 【個人】</p>	<p>ご意見は今後の意見募集実施の際の参考とさせていただきます。 なお今回の意見募集に際しては、NHKが常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施する目的、その背景、インターネット活用業務の費用の抑制的な管理、放送法で新たに設けられた努力義務への対応などについて、NHKの姿勢や考え方を視聴者のみなさまにわかりやすくお示したいと考え、「インターネット活用業務実施基準の改定にあたって」という文書もNHKのホームページで公表しましたので、あわせてご参照ください。</p>
--	---

18 【その他 *ご意見のポイント】	
<p>① NHKがインターネット活用業務を行うことへの賛否に関するご意見 【個人】</p>	<p>インターネットの急速な普及により、情報の入手やコミュニケーションのあり方は根本的な変貌を遂げ、「いつでも、気軽に、だれとでも」さまざまな情報を取得・交換できるようになりました。さらに、スマートフォンなどの携帯端末も、世代を問わず急速に浸透し、情報を入手するツールとして日々の暮らしに欠かせないものとなっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、NHKは、公共放送・公共メディアとして、インターネット活用業務を放送を補完するものとして実施することで、視聴者のみなさまに、受信料の価値がより高まったと感じていただけるようにしたいと考えています。</p>
<p>② NHKの組織を見直してほしいというご意見 【個人】</p>	<p>ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。</p>
<p>③ 受信料のあり方に関するご意見 【個人】</p>	<p>「放送と通信の融合時代」にふさわしい受信料制度のあり方については、テレビを持たない世帯の増加や、インターネットの急速な普及などの環境変化を踏まえ、重要な研究課題であると考えています。</p> <p>2017年2月に、会長の諮問機関として受信料制度等検討委員会を設置して、「常時同時配信の負担のあり方について」諮問し、答申を受けました。答申では、放送と通信の融合時代に向けて検討すべき事項についても幅広く指摘されており、答申の内容に沿って、具体的な検討を着実に進めてまいります。</p>

	<p>④ スクランブル化を求めるご意見 【個人】</p>	<p>NHKは、放送法第15条で、公共の福祉のために、あまねく日本全国で受信できるよう、豊かで、かつ良い番組を放送することが求められています。社会のすべての人たちに、必要不可欠な情報をあまねく公平にお届けするという公共の役割を果たすために、自主的な財政基盤として受信料制度が設けられています。</p> <p>受信料は、NHKの事業を維持・運営するための特殊な負担金であり、放送の対価としていただいているものではありません。スクランブル化し、受信料を支払わない方に放送番組を視聴できないようにする方法は、NHKに求められている「公共の役割」と相容れないものと考えています。</p> <p>主な海外の公共放送においても、こうした方式を採用しているところはないと認識しています。</p>
	<p>⑤ 受信料の引き下げを求めるご意見 【個人】</p>	<p>受信料については、2018年11月に、中長期の収支の見通しを踏まえて、適正な受信料の水準を確保するため、値下げを実施することを決めて現3か年経営計画を修正し、10月の消費税率引き上げに伴う受信料の改定は行いませんでした。つまり、受信料額は据え置きましたので、地上契約と衛星契約の受信料額は、実質2%の値下げとなります。そして、来年10月からは、地上契約と衛星契約の受信料額をさらに2.5%値下げする予定です。</p> <p>これまで公表している「設置月の無料化」「奨学金受給対象などの学生への免除」などの4つの負担軽減策とあわせると422億円、2018年度の受信料収入見込みの6%相当を視聴者の皆さまに還元することになります。</p>
	<p>⑥ 番組内容に関するご意見 【個人】</p>	<p>ご意見は、今後の番組制作にあたって参考とさせていただきます。</p>